

第 3 5 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 1 0 日 (木)

白里公民館 講堂

第35回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年3月10日（木）

2、開催場所 白里公民館講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（16名）

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	13番	齋藤重幸
14番	布施和彦（会長）	15番	鶴澤英夫
16番	今関喜明	17番	蔭山秀男

5、欠席委員（1名）

12番 志賀典夫

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～5）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～3）

第5 議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第7 議案第5号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（整理番号1～3）

第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号1～4)

第11 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～6)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚	好	主	査	千葉	利	憲
主任書記	戸田	久子	主任書記		小田切	基	樹

◎開 会

○議長 ただいまから第35回大網白里市農業委員会総会を開会します。

出席委員数は17名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

また、本日、志賀典夫委員から所用のため欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

(午後 3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議のないと認め、指名いたします。

板倉小百合委員、梅原英男委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は5件予定されておりますが、本来は一括審議を行うところですが、整理番号5の案件につきましては、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連がありますので、議案第2号、整理番号1と一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から4の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、永田、字根永田の地目、畑が3筆、合計面積528.91平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、相手方の申出によるため、義務者は、経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は餅ノ木、字八幡台の地目、畑が1筆、面積2,294平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、農地を売却して離農するためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから8ページとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は大網、字北荻下の地目、畑が1筆、面積1,123平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の④に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから12ページとなります。

次に、整理番号4。申請地は清名幸谷、字上野谷及び字天神前の現況地目、田が1筆、現況地目、畑が3筆、合計面積1,824平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の④に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の13ページから17ページとなります。

以上、整理番号1から4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 議案第1号、整理番号1について調査報告申し上げます。

詳細は事務局説明のとおりです。

3月4日に、義務者並びに権利者から聴取し、3月5日に現地確認しています。現地は高低差もあり未耕作地です。権利者の実父が本市の出身で、義務者を熟知していたことから今回の話になったもので、申請地は権利者実父の実家の隣地です。権利者のほうは居住地で果樹栽培を行っており、果樹栽培であれば、車で30分程度であり、営農の支障はなく購入に至ったとのことでした。

義務者は水田耕作主体で畑の維持管理に手が回らず、権利者が実父に相談したもので、申請の内容に間違いはないとのこと。権利者は市外在住ですが、何ら問題ない案件と思います。慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願いいたします。

○榎澤委員 議案第1号、整理番号2について調査報告いたします。

内容は事務局の説明のとおりです。

3月7日の夜、義務者とは、遠方のため、電話にて聞き取りいたしました。電話のやり取りで、何回もかけましたが、取り次いでいただける範囲でしたので、代理人に相談して、私の電話の番号を義務者に伝えていただき、内容について確認いたしました。

その結果、間違いはありませんとのことでありました。よろしくお願いいたしますとのことでありました。

また、3月7日のお昼、権利者の会社が経営する老人ホーム用地として取得した土地に非常に近いため、農地を取得し、経営規模を拡大し、ブルーベリーを栽培し、また、季節野菜を栽培したいとのございました。その野菜やブルーベリーなどをホームの入居者に提供し、楽しい生活ができるように計画したとのことでした。

現地も確認をいたしております。義務者と親戚の人が、ネギを栽培していました。農地は大変きれいに耕してあり、収穫終了後にブルーベリーを植えるとのことでありました。

この案件は何ら問題はないと思いますが、皆さん方の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、齋藤重幸委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 議案第1号、整理番号3について調査報告を行います。

内容は、事務局の説明のとおりです。

3月6日に、代理人に詳細を電話にて伺い、直接権利者には自宅へ行き、義務者には電話にて確認いたしました。

双方とも、この3条の申請に間違いはないということです。権利者は、小型農業機械で果樹を耕作する予定だそうです。前日の5日に現地確認し、畑が耕されており、維持管理の状態でした。

以上、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、鶴澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、議案第1号、整理番号4について調査報告申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

権利者は、地域外に住んでおりますので、電話で確認いたしました。権利者は、この大網市内に会社を営んでおり、通うに近いところに土地を購入し、住宅を建て替えたいと、義務者の代理人に相談してありましたところ、気に入った土地が見つかり、ここに購入することにしたそうです。利便性から権利者から義務者に申し入れ、売買が成立したそうです。

なお、権利者は地元では農業をしており、機械がそろっており、大網市内の田畑においては、農機具を回送して耕作をするとのことでした。

委員の皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から4について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号4について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は許可することに決定されました。

◎議案第2号(整理番号1～3)、議案第1号(整理番号5)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、整理番号1の案件につきましては、議案第1号、整理番号5の案件と関連がありますので、一括して審議いたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から3及び議案第1号、整理番号5について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は養安寺、字如来地の地目、畑が1筆、面積297平方メートルを使用貸借権設定し、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

戻りまして、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号、整理番号5。申請地は養安寺、字如来地の地目、畑が1筆、面積256平方メートルのうち6.85平方メートルを、専用住宅新築による排水管を埋設するに当たり、使用貸

借権設定による区分地上権を設定しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の③に2-1、1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の18ページから23ページ及び25ページから34ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積は67.90平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、権利者において、現住所地に、父母、権利者夫婦、子ども2人の6人で生活していますが、子どもたちが成長し、現在の住まいでは手狭になったため、祖母の所有する申請地を借り受け、住宅を建築しようとして計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可要件である「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先が発行する融資に関する通知書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、埋立て工事を行わず、北側にある既存の柵渠板のほか、北側、東側、西側の周囲にコンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は、南側の市道に敷設されている農業集落排水へ接続する計画となっております。

雨水は、敷地内の雨水ますを通し、義務者所有の農地に設置する排水管を経由し、東側の既存側溝に放流する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請書類の写しが添付さ

れております。

なお、議案第1号、整理番号5の区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項のただし書きに該当することから、例外的に許可をすることができるとされております。

次に、整理番号2。申請地は富田、字西大定の地目、畑が1筆、面積263平方メートルを所有権移転し、建売分譲住宅用地に転用しようとするものでございます。

なお、地目、宅地、雑種地及び原野部分を含めた開発であり、全体の開発面積は4,511.01平方メートルであります。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面の④に2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の35ページから58ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が2棟で、木造平屋建て、建築面積は73.7平方メートルと75.77平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地の隣接地も分譲地であり、権利者の建売分譲住宅用地として最適なため、計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可基準である「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、山砂により埋立てをし、周囲にブロック土留め等を設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理し、区域内新設側溝を通じて、東側の排水路に接続する計画となっております。

なお、排水を放流するに当たり、当該土地改良区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等、必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は、清名幸谷、字上野谷の現況地目、畑が1筆で、面積131平方メートルを所有権移転し、専用住宅用地にしようとするものでございます。

なお、地目、宅地部分を含めた建築計画であり、全体の面積は1,440.08平方メートルであります。

案件の位置につきましては、図面④に2-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の59ページから68ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積は100.2平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、宅地部分が広く、勤務地より近いため、住宅を建て替えるために土地を購入しようとして計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地ではありますが、例外的な許可要件である「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地のみを行う計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、東側の水路に放流する計画となっております。

雨水は、宅地内浸透とし、オーバーフロー分を合併浄化槽処理水とともに東側の水路に放流する計画となっております。

なお、橋梁の設置及び排水の接続に係る届出書を当該区に提出し、当該区長の確認を受けており、その写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為または建築に関する証明書交付申請書等、必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1及び議案第1号、整理番号5の案件について一括して、積田敏春委員、よろしくをお願いいたします。

○積田委員 議案第1号、整理番号5と、議案第2号、整理番号1を一括して調査報告申し上げます。

義務者、権利者は同一人です。

詳細は事務局説明のとおりです。

3月4日に、本件代理人から聴取し、3月5日に、義務者、権利者から聴取し、林委員と現地確認しています。本件は、建設予定地の裏側の地主の日当たりが悪くなるとの発言から、別物件を検討のため、過去に取り下げた経緯があります。しかしながら、他に適地もなく、再申請となったものです。義務者の孫夫妻が、祖母の土地を借りて居宅を建設する議案第2号と建設予定地は、排水ができないことから、義務者所有の隣地に排水管を埋設し、排水を確保するための議案第1号です。

義務者、権利者ともに申請内容に間違いはないとのことでした。

隣地の地主は、完全には納得していないようですが、権利者は別物件を検討、建設予定地の義務者所有の排水管理設予定地は畑のまま維持され、裏側隣地への日照も確保されることから問題ないものと思われそうですが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、今関喜明委員、よろしく願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査報告をいたします。

3月5日、鶴澤委員ともども義務者宅へ伺い、現地を見て、お話を聞いてまいりました。

なお、権利者に関しては、代理人との電話での確認となりました。話を聞いたところ、事務局の言うとおりでございました。早く家を建てて、見通しを良くしてほしいという話もありました。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、鶴澤英夫委員、よろしく願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、議案第2号、整理番号3について調査報告申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、今関委員さんと私で申請地を確認してまいりました。申請地はきれいに管理されておりました。

3月7日に、代理人にお会いして話を聞いてまいりました。

まず、詳細資料の60と61ページをご覧くださいと思います。

今回、権利者が購入した住宅地は詳細資料60ページ、太枠の北側の2筆です。前に住んでいた人は、議案書2ページ、整理番号4の1番上の筆を進入路として使用しておりましたが、農振地域ですので許可できないことから、申請地を分筆し、専用住宅用地とするものです。

また、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水は排水路に接続し放流するとのことです。

なお、地区に同意を得ておりますとのことでした。

委員の皆様の慎重審議、よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から3及び議案第1号、整理番号5について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から3及び議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5について、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、千葉県農業会議が設定した令和4年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金を基にして、令和4年4月1日から適用する農作業を受委託する際の目安となる賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

内容につきましては、戸田主任書記から説明いたします。

○戸田主任書記 それでは、議案書6ページになります。

議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてをご説明いたします。

千葉県農業会議が決定した令和4年度分の標準賃金を参考にして、令和4年4月1日から適用する農作業を受委託する際の賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

お手元の議案書の令和4年度の太線で囲んである部分をご覧ください。

各種目別に決定額段を読み上げさせていただきます。

なお、決定額それぞれの単位につきましては、備考欄に記載してありますので、そちらで確認をお願いいたします。

それでは、1番目より読み上げさせていただきます。

1番目の水田作業が8,800円。昨年度と同額となります。

2番目の畑作業が8,100円。昨年度と同額となります。

3番目の水田耕起が6,300円。昨年度が6,200円で、値上がりしております。

4番目の水田代掻が6,600円。昨年度が6,500円で、値上がりしております。

5番目の畔塗りが38円。昨年度が37円で、値上がりしております。

6番目の植付けが8,200円。昨年度が7,900円で、値上がりしております。

7番目の育苗が760円。昨年度が790円で、値下がりしております。

8番目の乾燥調整が2,900円。昨年度と同額となります。

9番目の刈取脱穀が1万8,000円。昨年度が1万7,600円で、値上がりしております。

10番目の刈取から袋詰めまでは4万6,300円。昨年度が4万5,800円で、値上がりしております。

なお、増額理由につきましては、機械本体代の上昇、燃料価格の値上がりによるものでございます。

本議案につきましては、総会に諮った後、市の広報紙やホームページにおいて周知を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号(利用権設定)

○議長 次に、日程第6、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号11から12の案件は、農地中間管理事業により利用権の設定をすることから、一括して審議をお願いいたします。

さらに、本日審議いただく整理番号13から14の案件は、林千佳夫委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、当該案件を審議する際には退出していただくことになります。

つきましては、整理番号1から12の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないとのことでございますので、事務局から議案第4号、整理番号1から12について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書8ページに、利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者12人、利用権の設定をする者13人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が50筆で面積4万6,272平方メートル、畑が3筆で面積4,198平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は5万470平方メートルでございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が10件、更新契約が4件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のおりとなります。

整理番号1。山口地内の地目、田が4筆、合計面積3,056平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、更新であります。

次に、整理番号2。永田地内の地目、田が4筆、合計面積2,113平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号3。永田地内の地目、田が8筆、合計面積5,500平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号4。山口地内の地目、田が1筆、面積1,242平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号5。小西地内の地目、田が1筆、面積2,056平方メートル、6年、無償、新規であります。

次に、整理番号6。山口及び大網地内の地目、田が7筆、合計面積7,222平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号7。細草地内の地目、畑が2筆、合計面積2,661平方メートル、10年、金納、10アール当たり5,000円、新規であります。

次に、整理番号8。北今泉地内の地目、田が7筆、合計面積3,695平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

整理番号9。四天木地内の地目、畑が1筆、面積1,537平方メートル、6年、金納、10アール当たり5,000円、新規であります。

次に、整理番号10。南玉地内の地目、田が1筆、面積717平方メートル、6年、物納、10

アール当たりコシヒカリ 1 等米30キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号11から12につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2により、農用地利用集積計画において、当該農地を中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができるとされており、同条第3項第4号に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会より千葉県知事に協議を諮り、同意が得られていることを申し添えます。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号11。九十根地内の地目、田が3筆、合計面積8,006平方メートル、10年、上から1番目と2番目の筆が物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム、一番下の筆が金納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム相当額、新規であります。

次に、整理番号12。南今泉地内の地目、田が2筆、合計面積3,044平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ 1 等米90キログラム、新規であります。

以上、整理番号1から12の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件及び整理番号11から12につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号5から6の案件について、積田敏春委員、よろしく願いいたします。

○積田委員 議案第4号、整理番号5について調査報告申し上げます。

詳細は事務局説明のとおりです。

3月5日に現地確認しています。現地は耕作されており問題はありません。

本件、田の名義人は、3月1日に死亡しておりまして、3月8日に、相続人代表の三女から聴取しております。農家は家庭菜園程度で詳しいことは分からないが、申請内容に間違いはないとのことでした。

借受人から、3月8日に聴取しています。以前から4トントラックに機械を載せて耕作に行っていたもので、貸付人から水稲共済の申込書等が来ないようにしてほしい旨の申入れがあり、今回、正式に利用権の設定申請をしたとのことでした。

無償の理由は、当初借入れ時は荒れ田で借り手もいなかった。暗渠を設置するなどして、ようやく3年がかりで田になった。ただでいいから借りてくれと始まったということ、それから続いているとのことでした。

借受人は市外在住ですが、居住地で10町歩ほどの水稲耕作を行っており、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

続いて、議案第4号、整理番号6について調査報告申し上げます。

詳細は事務局説明のとおりです。

3月5日に現地確認し、借受人から聴取しています。現地は昨年も耕作されており、問題はありません。

本件申請については、貸付人から、2月28日に、事前に直接話を聞いております。本件の田は遠方であり、本件借受人に貸し、自宅近隣の田については、今年は休耕し、来年は耕作するとのことでした。

借受人は、当地最大の経営規模の認定農業者であり、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7から8の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号7の調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明どおりです。

調査は、借受人、貸付人ともに、3月2日に電話で確認し、申請に間違いはないとのことでした。

貸付人は、以前貸していた方から、耕作ができなくなったことから、知人を通じ借受人を紹介され、また、借受人はその依頼を受け、今回の申請に至ったとのことでした。

貸付人は施設、機械が整っており、特に問題ないと思いましたが、慎重なる審議をお願いします。

続きまして、整理番号8について報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は、3月6日に貸付人に電話で、借受人にはお会いして確認したところ、申請に間違いのないとのことでした。

間柄としては、親戚ということから、以前より耕作を頼まれていたそうですが、今回正式に設定をするということで、申請に至ったとのことでした。借受人は、施設、機械も整っていて、特に問題ないと思いますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号9の案件について、齋藤重幸委員、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員 では、整理番号9について調査報告を行います。

内容は、事務局の説明のとおりです。

3月6日に、現地確認等の確認をいたしました。双方とも、この申請に間違いはないということでした。

借受人は若手の認定新規就農者であり、頑張っております。

貸付地は、地区神社の所有であり、申請者の神社総代表役員に確認しましたところ、頼んでありますと確認が取れました。

何ら問題はないと思われまますので、委員の皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号10の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願ひいたします

○林委員 それでは、整理番号10について調査報告いたします。

内容については、事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、3月5日、貸付人については電話で、借受人については、本人と会いまして、申請内容を確認したところ、貸付人、借受人とも間違いのないということでした。

貸付人の父親が昨年亡くなりまして、貸付人、要するに借受人に依頼し昨年は作ってもらったという経過がございます。貸付人も相続登記もありまして、借受人に依頼したところ、快く引き受けてもらったということがございます。

借受人は若くて大変意欲的な農家でありまして、農家といっても勤めておりますけれども、意欲的であります。農機具も一式そろっております、何ら問題ないと思っておりますけれども、慎重なる審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から12について、一括して質疑に入ります。

希望者はいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号13から14の案件について審議に入りますが、林千佳夫委員は議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退室をお願いいたします。

(林千佳夫委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号13から14について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の16ページをご覧ください。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号13。駒込、南玉及び池田地内の地目、田が7筆、合計面積6,559平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米30キログラム、新規であります。

次に、整理番号14。池田地内の地目、田が5筆、合計面積3,062平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

以上、整理番号13から14の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号13から14の案件について、借受人が同一人であることから一括して、若菜義人委員、よろしく願いいたします。

○若菜委員 農用地利用集積計画、整理番号13及び整理番号14については、借受人が同一でありますので、一括して調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局のほうからありましたとおりでございます。

まず、整理番号13の貸付人には、3月5日、電話で確認をいたしました。貸付人の話によりますと、父親が昨年まで耕作していましたが、他界してしまいましたので、耕作に困っております。自分で耕作する意欲はないので、耕作依頼を借受人に依頼したところ、引き受けてくれるということでしたのでお願いしたとのことでした。

設定期間、物納等の一切問題はありませんので、よろしくお願ひしたいとのことでした。

続きまして、整理番号14では、貸付人の方には3月3日、直接お会いし確認をいたしました。

貸付人の話によると、ほかにも借受人に耕作をしていただいております、今回も幸いにも依頼をしたところ、借受人のほうで承知してくれましたので、申請に至ったとのことでした。

設定期間、物納等の書類関係は一切問題はありませんとのことでした。

整理番号13、14の借受人は、同意してあるのかとの両方の案件について、3月3日、電話で聞き取り調査を行いました。案件である2件とも、貸付人のほうから耕作依頼があり、ほかに耕作者がいなため引き受けたとのことでした。借受人は大型の農機具を所有しており、市で水稻耕作をしている方であり、地域の信頼も厚い方でございます。

以上のような調査結果でした。問題はないかと思われませんが、皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号13から14の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号、整理番号1から14について一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から14を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から14は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、林千佳夫委員に入室していただくようお願いいたします。

(林千佳夫委員 入室)

◎議案第5号

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第5号は15名の選任を予定しておりますが、任期満了に伴うことから、一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、事務局から議案第5号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の17ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第17条で「農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と定められております。また、第19条で「委嘱しようとするときは、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求め、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない」とされております。

このため、令和3年11月2日から11月29日まで及び令和3年12月8日から令和4年1月4日まで、推薦、公募を行った結果、農業委員会が定めた15の地区から、推薦届出者及び応募者がありました。

今回の候補者を選考するため、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第7条に基づき候補者評価委員会が設置され、同委員会において候補者の選考が行われました。

このたび、評価委員会が選考した候補者15名は、大網白里市農地利用最適化推進委員として適当であると認められるため、農業委員会総会に諮り、承認を求めるものでございます。

議案書の18ページに候補者一覧と、次の19ページに担当地区を添付しておりますので、確

認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第5号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任についてを一括して採決いたします。

暫時休憩といたします。

(午後 4時04分)

○議長 再開します。

(午後 4時04分)

○議長 それでは、議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第10、報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第11、報告第4号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり3件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、住宅用地にしようとするものでございます。

整理番号2は、所有権移転に伴い、駐車場用地にしようとするものでございます。

整理番号3は、所有権移転に伴い、歯科医院用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の22ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり4件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田等に盛土を行うものでございます。

各農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の23ページから25ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり6件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、駐車場として使用されておりました。

さらに、平成23年度撮影の国土地理院の航空写真も同様の状態でありましたことから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、山林の状態でありました。

さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、宅地の一部として使用されておりました。

さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過している

ことから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4。現地調査の結果、上の筆は農地として使用されておりましたことから、農地として回答しております。下の筆は笹が生い茂っている状態でありました。

さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号5。現地調査の結果、崖地に隣接しており、傾斜地でありました。

さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真では山林の状態であることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号6。現地調査の結果、資材置場として使用されておりました。

本件土地は、昭和61年5月20日付けで資材置場用地として、農地法第5条の規定による転用の許可を受けております。

さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第11までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願いをいたします。

○事務局 連絡事項について、私のほうから1件説明させていただきます。

お手元にお配りしましたA4判縦1枚の資料、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画をご覧ください。

2月8日総会時に、意見照会のご案内をさせていただきました本目標及び計画案につきまして、意見提出期限を2月18日とさせていただいておりましたが、意見提出はなく、3月2日の役員会で、別紙のとおり、農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画として決定させていただきましたので、ご報告させていただきます。

内容につきましては、女性農業委員数の目標につきましては、令和7年度末で6名、取組

計画及びスケジュールにつきましては資料のとおりとなります。

本案件の今後のスケジュールとしましては、策定された目標及び計画を、3月31日までに千葉県に報告させていただき、令和4年度より、策定された目標及び計画に倣い、必要な活動等を行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長 ただいま、事務局から連絡事項について説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

板倉委員、お願いします。

○板倉委員 今現在、女性の農業委員ということで、本市で私一人で6年やらせていただいておりますけれども。なかなかこの件に関して、女性の選出ということは非常に難しいんですね。

それで、まず第一に考えていただきたいのは、女性が出やすい雰囲気づくりというんですか、そういったものにしていただかないと、男性の枠の中から女性が出るわけですから、どここの人がいたから自分ができなかったとか、お隣の九十九里町では、今女性の農業委員さんが一人いるんですが、今年の4月からゼロ人になるんです。今やっている方が高齢で、次の方をお願いして受けていただいたんですが、その地区で、どうしても男性が出たいという方がおまして、選考になってしまうので、女性が下りたということも報告を受けています。やはりそういう場合は話合いですかね、そういったものを本当に皆さん、今いる農業委員さんと農地最適化推進委員の皆さんと話し合っていて、こういうことのないように、次期に向けて本市も取り組んでいただきたいという、そういう思いでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長 貴重な意見、ありがとうございました。

今、板倉委員さんのほうから、かなり女性委員の登用については難しいものであるので、今後、農業委員会に男性の中に女性も含んで入っていくということが、非常に難しいという中であって、そういった雰囲気をつくっていただきたい。あるいは、また地域において、出やすい環境をつくっていただくように、農業委員の皆さんに、今度地元に戻って、そういった働きかけをしていただきたいというお願いだと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 なければ、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、第35回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時15分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 3月10日

農業委員会長

布施和彦

署名委員

板倉百合

署名委員

梅原英男